

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取り扱いに関する整理事項（その5）

◇国への照会状況	
主治医により、主治医意見書作成のための診察・診察の機会を新たに設けることなく主治医意見書を作成できると判断された場合は、改めて診察・診断を行わずに主治医意見書を作成することは可能か。	主治医は、申請者の心身の状況について、既に診察・診断により、意見する内容を十分に判断している場合には、改めて診察せずに、既存の診察・診断結果に基づいて主治医意見書を作成することができる。 (4/17厚生労働省担当者に確認)
【令和2年2月18日付事務連絡について】 面会を禁止している施設や病院等に入所している被保険者から、新規申請や区分変更申請が提出された場合、テレビ電話等のオンライン機器を用いて認定調査を行うことは可能か。	現在のところ、オンライン機器による認定調査は認められないので、訪問面接による調査を実施していただきたい。 (4/22厚生労働省担当者に確認)